平成２３年（フ）第１０１号
広島県呉市吉浦本町１丁目３番２号
債務者　兼永　圭子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１０２号
広島県呉市広杭本町14番10号
債務者　川島　滝浩
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１０３号
広島県呉市広杭本町14番10号
債務者　川島　美和
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１０６号
広島県呉市広本町３丁目22番16―208号
債務者　田邊　長年
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１０７号
広島県呉市広本町３丁目22番16―208号
債務者　田邊　和代
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１１５号
広島県呉市広白岳３丁目13番15号
債務者　岡本　　弘
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１１６号
広島県呉市焼山宮ヶ迫１丁目１番１号
債務者　甲斐元由香里
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１１７号
広島県呉市川尻町久筋２丁目３番26号
債務者　藤田　康子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１２１号
広島県呉市焼山三ツ石町７番４号
債務者　織田設計こと　織田　俊章
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１１０号
山口県下関市彦島角倉町１丁目10番17号
債務者　後藤　萬喜
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
山口県下関市彦島角倉町１丁目10番17号
債務者　後藤　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
徳島市国府町和田字七反田24番地の86
債務者　岡山世詩子こと　岡山　佳子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７０号
徳島市南島田町３丁目22番地、旧住所徳島市国府町和田字七反田24番地の86
債務者　岡山　正子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７８号
徳島県板野郡板野町大寺字岡山路８番地346
債務者　横山　美恵
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８８号
徳島県徳島市名東町３丁目332番地の23
債務者　南　　康夫
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８９号
徳島県徳島市名東町３丁目332番地の23
債務者　南　美智子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９３号
徳島県徳島市仲之町４丁目15番地の４
債務者　野々瀬　亘
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０９号
徳島県板野郡板野町大寺字王子154番地11、旧住所徳島県板野郡板野町那東字大道北７番地１
債務者　高田　　覺
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
徳島地方裁判所民事部